

市政記者各位

後期高齢者医療保険料の特別徴収（年金からの天引き）について

後期高齢者医療制度では、一定の額の年金を受け取られている被保険者について、保険料の特別徴収（年金からの天引き）を行っています。

今回、本市の後期高齢者医療システムのプログラムに誤りがあり、一部の被保険者について、令和5年度の6月期と8月期に年金からの天引きができなくなる事案が発生しました。

対象となる市民の皆さまには、ご不便をおかけすることとなり深くお詫びするとともに、再発防止の対策を徹底してまいります。

記

1. 対象者

市内の後期高齢者医療制度の被保険者 146 人

2. 状況及び原因

令和5年4月、保険料の年金天引きに係る処理において、本来、後期高齢者医療保険料を年金天引きすべき対象者 146 人について、プログラムの誤り(※)によって年金天引きを中止する処理が行われ、令和5年度の6月期と8月期の年金天引きが実施できなくなった。

同月、プログラムの誤りによって作成された年金天引きの中止通知書を、被保険者に発送しようとする段階で、プログラムの誤りを覚知したもの（一部発送済み）。

※ 市内の他区へ転居された被保険者の一部（146 人）について、市外へ転出した被保険者と誤認識し、年金天引きを中止するプログラムの誤りがあった。

3. 対応

- ・令和5年度の10月期から年金からの天引きの再開ができるよう、システム開発事業者においてプログラムの改修や対象者に関するデータの修正を確実に行う。
- ・本日（5月2日）、市から対象者にお詫びと説明の文書を送付した。

4. 今後の再発防止策

- ・システム処理における事前検証の強化を行うとともに、類似の不具合がないか再点検を行う。

【問い合わせ】保健医療局総務企画部保険年金課
担当：桑野 電話：092-711-4241